

# 第2期各務原市子ども・子育て支援 事業計画（案）への意見と市の考え

「すべての子どもと親が幸せを実感できるまち」を目指し策定した「各務原市子どものみらい応援プラン（第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画）（案）」を公表し、下記のとおりパブリックコメントを実施しました。

その結果、3名の方からご意見をいただきました。いただいたご意見と市の考え方は次のとおりです。

## ◆実施期間

令和2年1月27日（月）から 令和2年2月16日（日）まで

## ◆意見の提出状況

提出者数 3名 11件

## ご意見 1

| 対象箇所   | P111 第6章 計画の推進 |
|--|----------------|
| ご意見  |                |
| (前略)   |                |
| 本市では、今後5年間、本計画に基づき施策を展開していきますが、その過程においては、社会・経済状況の変化や国の動向も踏まえ、定期的に計画に掲げる施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、PDCA サイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））を確立していくことが重要です。このため、毎年度の取り組みの進捗状況を各務原市子ども・子育て会議に報告し、同会議において点検・評価を行うことで基本理念の達成に向けた効果検証、施策の改善、充実を図ります。 |                |
| なお、計画の内容や進捗状況については、各務原市子ども・子育て会議実施後に、市   |                |

ウェブサイト等で市民に周知を図ります。

推進体制がわかりやすく表現されており評価できます。以下の5点を検討いただきますようよろしくお願いいたします。

- 1 PDCA サイクルをしっかり回すこと。
- 2 実施年度の Do(実行の内容)を丁寧に示すこと。
- 3 施策の評価にあたっては、まずは自己評価のうえ、会議に諮られること。
- 4 計画の内容や進捗状況を市民に周知するとあります。第1期ではそれが充分でなかったことから改善されたと評価します。できれば、Do(実行の内容)、Check(評価)のプロセスをわかりやすく公表されることを望みます。
- 5 Action(改善)は次年度の内容で周知していただければ、Plan(計画)の進捗がよくわかるのではないかと思います。

#### 各務原市の考え

推進体制の表現について評価していただき、ありがとうございます。

いただいたご意見にあるように、PDCA サイクルをしっかりと回すことは大変重要であると考えております。

実施年度の施策の実行内容と評価につきましては、事業の担当課において進捗状況を確認し、担当課からの報告をもとに子育て支援課でとりまとめ、子ども・子育て会議にて審議しております。今後も担当課での進捗状況の確認、評価を丁寧にし、同会議において効果検証を図ってまいります。

また、第1期計画では、掲載するすべての施策に目標を定め、進捗管理をしておりましたが、第2期計画では「重点事業」を設け、評価対象とすることで、事業が整理でき、会議において、より効果検証の精度を高めるほか、市ウェブサイトにおいて進捗状況を公表してまいります。

## ご意見 2

|   |                   |
|---|-------------------|
| 対象箇所  | P16 子育て情報の入手先について |
| <b>ご意見</b>  |                   |
| <p>市内在住ですが市外の小学校に通学しているため市の情報は広報、ウェブサイトのみです。</p> <p>市内の学校のように学校配布はありませんので、すべての情報をウェブサイト、広報に掲載して頂けませんでしょうか。</p>  |                   |
| <b>各務原市の考え</b>  |                   |
| <p>必要な方に必要な情報を適切に届けることは重要であるという考えから、重点施策として、52頁に「わかりやすい情報の提供」を掲げております。</p> <p>各種健診や子育て支援に関する情報は、市ウェブサイトや広報紙を活用するほか、市公式LINEやツイッター等のSNSや医療機関等の掲示板などを活用し、できる限り発信しています。</p> <p>いただいたご意見につきまして、広報紙は紙面に限りがあるため、すべての情報を掲載することはできませんが、市ウェブサイト等を活用し、広く市民の皆さまへ情報提供できるよう今後も努めてまいります。</p> |                   |

### ご意見 3

|   |  |
|---|--|
| 対象箇所  | P33 第3章 計画の基本的な考え方<br>2 各務原市の子育て支援における特徴 |
| <b>ご意見</b>  |  |
| <p>追加 (5) 子育て家庭と行政の「きずな」づくり<br/>例え、障がい者夫婦であっても行政の支援によって、妊娠・出産・子育てができる仕組みづくり<br/>⇒使用用語に問題があるかもしれません。言いたいことは、妊娠・出産・子育てをしたいと考える全ての女性が、経済的・身体的なハンディキャップがあっても、行政や周囲の支援の元で、子育てができる仕組みをつくるべき、ということです。<br/>この視点での、各務原市独自の新たな施策の検討を始めていただけるよう、提言させていただきます。</p>   |  |
| <b>各務原市の考え</b>  |  |
| <p>ご意見いただきました「(5) 子育て家庭と行政の「きずな」づくり」につきまして、追加することは考えておりません。例えにありますような「障がい者夫婦であっても行政の支援によって、妊娠・出産・子育てができる仕組みづくり」については、44頁の施策目標 I-③「安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくり」に広く含むと考えております。</p> <p>44 頁の重点施策「切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援の充実」において、「妊婦健康診査事業」により、健診費用の助成を行ったり、「マタニティ広場事業」で、妊娠・出産・育児についての情報提供を行い、安心して妊娠中を過ごすことができるよう悩みや不安について相談・助言等を行ったりしています。また、出産後は、「産後ケア事業」や「乳幼児健診事業」等により継続した支援を実施しております。</p> <p>さらに、45 頁の重点施策「相談支援体制の充実」において、「妊婦相談」や「母子健康包括支援センター「クローバー」」などで妊娠中の不安や心配ごとについて相談に応じるなどしています。特に母子健康包括支援センター「クローバー」は、妊娠・出産・子育て支援の総合相談窓口として、妊娠期から出産後、子育て期まで継続した見守りを実施しています。</p> |  |

## ご意見 4

|   |  |
|---|--|
| <p>対象箇所</p>   | <p>P38、39 第4章 施策の体系と展開<br/>2 施策の展開 《重点施策》●多様な保育サービスの充実</p> |
| <p style="text-align: center;">ご意見</p>  |  |
| <p>〈事業一覧〉に追記<br/>保育士の労働環境の確保<br/>〈重点事業〉<br/>保育士の給与、労働時間を改善し、保育士を目指す学生を増やす。また、現在、保育士として働いている方々が継続して働ける環境を確保する。<br/>雇用形態 正社員<br/>給与体系 公立小中校の教員と同等又はそれ以上<br/>勤務時間、残業、年休取得 大手企業同等</p>   |  |
| <p style="text-align: center;">各務原市の考え</p>  |  |
| <p>ご意見いただいた「保育士の労働環境の確保」につきましては、事業一覧に追加することは考えておりませんが、39 頁の「適正な教育・保育の量の確保」の事業内容に以下のように追加いたします。</p> <p>「多様化・複雑化する保護者の保育ニーズに対応するため、子ども・子育て支援事業計画に基づき、さまざまな方策により、保育の質を損なうことなく、適正に教育・保育定員を確保していきます。<u>そのためには、保育士の確保も必須なため、今後も保育士が働きやすい環境を整えてまいります。</u>また、幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合は、必要な体制づくりを支援します。」</p> <p>保育士の労働環境を改善し、保育士を適切に確保することは、教育・保育の質の確保、適正な教育・保育の量の確保へとつながるため、こちらへ記述させていただきます。</p> |  |

## ご意見 5

|  |   |
|--|---|
| 対象箇所   | P39 第4章 施策の体系と展開<br>2 施策の展開 《重点施策》●多様な保育サービスの充実 |
| <b>ご意見</b>   |   |
| <p>〈事業一覧〉に追記<br/>多胎児家庭へのサポーターの派遣<br/>厚生労働省が2020年度から開始する育児サポーター派遣事業に基づき、多胎児家庭にサポーターを派遣する。</p>   |   |
| <b>各務原市の考え</b>   |   |
| <p>ご意見いただいた「多胎児家庭へのサポーターの派遣」につきましては、類似の事業として、39頁に記述の「ファミリー・サポート・センター事業 産後お助け隊」があるため、現在のところ事業一覧に追加することは考えておりません。</p> <p>ファミリー・サポートについては、子どもを安心して産み育てる環境づくりを目的に子どもの預かりや送迎等、育児に関する相互援助活動を実施します。また、生後3カ月までの新生児のいるご家庭には、「産後お助け隊事業」として、ご自宅にサポーターが出向き、家事や育児支援を行います。</p> <p>多胎児家庭へのサポートと限定しておりませんが、前述の事業に広く含むものと考えております。</p> <p>厚生労働省が2020年度から開始する「多胎児家庭へのサポーターの派遣」につきましては、予算成立後、本市の多胎児家庭の状況、ニーズ等を把握したうえで、検討させていただきます。</p> |   |

## ご意見 6

|  |   |
|--|---|
| 対象箇所   | P41 第4章 施策の体系と展開<br>2 施策の展開 《重点施策》●子育て支援の充実 |
| <b>ご意見</b>   |   |
| <p>〈事業一覧〉に追記</p> <p>7 自宅での子育て支援事業</p> <p>託児ルームや幼稚園での預かりではなく、子育て人材の自宅への派遣により、子育てを支援する。親の迎えに行く時間や親子の食事作り、家庭の作業の削減を支援し、親子団らんの時間を増やす。</p>  |   |
| <b>各務原市の考え</b>   |   |
| <p>ご意見いただいた「自宅での子育て支援事業」につきましては、事業一覧に追加することは考えておりません。「子育て人材の自宅への派遣」につきましては、真にサービスを必要としている、産後すぐのご家庭や養育が困難なご家庭に対して、以下のようなサービスがございます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・39 頁「ファミリー・サポート・センター事業 産後お助け隊事業」…産後の安静が必要な時期にサポーターがご自宅に出向き、家事や育児の援助を行い、保護者の負担軽減を図ります。</li><li>・61 頁「養育支援訪問事業」…育児支援や指導、家事援助等が必要な家庭を相談員や保健師が訪問したり、ヘルパー等を派遣したりします。</li></ul> <p>また、母親に代わって乳幼児の世話をする「ベビーシッター」につきましては、39 頁に記述の「幼児教育・保育の無償化」の対象となる場合があります。</p> |   |

## ご意見 7

|   |   |
|---|---|
| 対象箇所  | P43 第4章 施策の体系と展開<br>2 施策の展開 《重点施策》●次世代の親の育成 |
| <b>ご意見</b>  |   |
| <p>〈事業一覧〉に追記</p> <p>3 子供を産み育てる教育の充実</p> <p>性教育を基本とし、性交から子供ができる尊さ、子供を作り、産み育てる事の素晴らしさを、小学校低学年から高校卒業までの間に継続的・段階的に教育する。この教育内容を充実させる。</p> <p>出生率の低下、子どもの虐待に繋がっているのは、幼少時からの性教育の不足、不正確が原因と考えます。</p> <p>この教育により、出生率の向上と虐待を撲滅させます。</p> |   |
| <b>各務原市の考え</b>  |   |
| <p>ご意見いただきました「子供を産み育てる教育の充実」につきまして、本市の小・中学校の性教育は、教育課程の基準となる学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階を踏まえて実施しているため、本計画に掲載することは考えておりません。</p>   |   |



## ご意見 8

|   |   |
|---|---|
| <p>対象箇所</p>   | <p>P44 第4章 施策の体系と展開<br/>2 施策の展開 《重点施策》●切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援の充実</p> |
| <p><b>ご意見</b></p>   |   |
| <p>〈事業一覧〉6 新生児第一子全戸訪問事業<br/>修正と変更<br/>6 全ての新生児全戸訪問事業<br/>～全ての家庭を訪問して、～、～などの相談を行うと共に、両親の子育てに対する姿勢や精神的・金銭的状况を確認する。<br/>更に、訪問時には、各家庭の収入に応じて、予め定められた提供品(オムツ、ミルク、玩具、お弁当等)の中から訪問家庭が希望する物品を提供する。<br/>⇒明石市が公表しているアウトリーチ支援の各務原市版</p>   |   |
| <p><b>各務原市の考え</b></p>   |   |
| <p>市では、44 頁の「新生児第 1 子全戸訪問事業」と 49 頁の「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の 2 つの訪問を実施しており、「新生児第 1 子全戸訪問事業」は保健師または助産師が、生後 1～2 カ月頃のご家庭に訪問して、赤ちゃんの体重測定や産後の体調・母乳・育児などに関するご相談に応じています。また、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」は、第 2 子以降の新生児に対し、訪問スタッフ（地域のボランティア）が訪問し、育児の不安などについてご相談に応じています。</p> <p>両訪問ともに、目的は「乳幼児家庭の孤立の防止」であり、訪問時に様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結び付けられています。</p> <p>なお、訪問時に玩具をお渡ししておりますが、玩具は訪問時のコミュニケーションのきっかけづくりとしてお渡ししているもので、物品の提供を目的としているものではありません。</p> <p>以上のことから、ご意見いただきました「新生児全戸訪問事業」につきましては、修正・追加をすることは考えておりません。</p> |   |

## ご意見 9

|  |   |
|--|---|
| 対象箇所   | P48 第4章 施策の体系と展開<br>2 施策の展開 《重点施策》●子どもの居場所づくり |
| <b>ご意見</b>   |   |
| <p>〈事業一覧〉2 子ども食堂支援事業<br/>修正と追記<br/>経費の一部を助成する。更に、近隣地域や近隣施設に運営のための支援体制作りを応援する。<br/>⇒近隣のスーパーやコンビニでの消費期限に関わる処分品や、近隣地域からの差し入れが提供される体制作りを行う。</p>  |   |
| <b>各務原市の考え</b>   |   |
| <p>事業内容を「地域の子どもやその保護者、高齢者等が集まって食事や交流をする場「子ども食堂」を市内で運営・開設する団体に対して、運営や開設に係る経費の一部を助成し、<u>子ども食堂運営のための体制づくりを応援します。</u>」に変更いたします。</p> <p>子ども食堂支援事業では、令和元年度に創設した「子ども食堂支援事業補助金」により、子ども食堂の開設や運営にかかる経費の一部を助成するほか、子ども食堂を運営しているまたは、運営したいと考えている団体の方々の相談等に応じています。</p> <p>ご意見いただきました「近隣のスーパーやコンビニでの消費期限に関わる処分品や近隣地域からの差し入れが提供される体制づくり」につきましては、運営主体にお考えいただきたいと考えております。</p> |   |

## ご意見 10

|  |  |
|--|--|
| 対象箇所   | P61 第4章 施策の体系と展開<br>2 施策の展開 《重点施策》●子どもの虐待防止の強化 |
| <b>ご意見</b>   |  |
| <p>〈事業一覧〉追加6 警察署、裁判所との連携<br/>虐待を受けている可能性があるが、親が認めない場合の救出、保護、養育する体制を確立します。</p>  |  |
| <b>各務原市の考え</b>   |  |
| <p>ご意見いただいた「警察署との連携」につきましては、61 頁の「虐待の早期発見と予防に向けた取り組み及び事後支援の実施」に広く含んでおります。また、「裁判所との連携」につきましては、司法の独立の観点から連携はしていないことから、追加することは考えておりません。</p> <p>現状において、虐待の可能性のある子どもについては、親による虐待の認否に関わらず、子ども本人からの訴えや状況等により、子ども相談センター（児童相談所）を通じて保護など対応しておりますので、改めて親が否認した場合の対応状況を記載することは考えておりません。</p> |  |

## ご意見 11

|   |  |
|---|--|
| <p>対象箇所</p>   | <p>P86 第4章 施策の体系と展開<br/>3 貧困世帯の子どもへの支援(子どもの貧困対策計画)</p> |
| <p><b>ご意見</b></p>   |  |
| <p>(8) 子どもの貧困対策に向けた事業一覧</p> <p>この問題は、非常に解決困難な問題と考えます。貧困世帯に生まれた子どもには、何も責任はありません。普通の世帯に生まれた子ども達と同じ境遇で生きる権利があります。</p> <p>第一に、貧困世帯に陥っている原因を行政を含めた周囲と親本人が明確に把握すること。</p> <p>第二に、その原因に対する解決策を実行するに際して、下記のように条件分けをして対応すべきと考えます。</p> <p>① 親の環境や能力が、解決策の実行に無理がある。<br/>⇒親子共々、食事付き宿泊設備に収容して、子育てを支援する(例：東海中央病院内に設備を新設する)こういった施設を今後は運営していく必要があると考えます。</p> <p>② 親に、解決策を実行する気が無いか、育児をする気が無い<br/>⇒親から子どもを取り上げて、子どもを施設で養育する。</p> <p>③ 親に、解決策を実行する気はあるが、上手く行かない。<br/>⇒前述した私の意見 1、3 及び 4 等の施策を用いながら、手厚く子育てを支援する</p> |  |
| <p><b>各務原市の考え</b></p>   |  |
| <p>ご意見いただいた第一について、追加・修正をすることは考えておりません。</p> <p>貧困世帯であるかどうかについて、本人の申出または、その世帯を詳しく分かる方からの情報提供がなければ、行政が把握することはできません。申出や情報提供があれば、その状況から脱却するよう助言や支援を行っております。</p> <p>ご意見いただいた第二の①について、一部追加させていただきます。また、3つのご意見につきましては、以下のとおりです。</p> <p>① 自立した生活が困難な母子世帯である場合は、ご本人が望めば母子生活支援施設にて自立生活を目指して入居いただいております、その他の経済的に困窮した世帯につきましては、生活困窮者自立支援事業や生活保護にて経済的に自立できる生活を送るよう指導・指示を行っております。</p> <p>また、生活上の悩みや経済的な困りごとがある場合は、社会福祉士などの相談員</p>  |  |

が解決に向けてサポートする「生活相談センターさぼーと」（市社会福祉協議会）を利用していただいております。

したがって、86 頁 (8) 子どもの貧困対策に向けた事業一覧 イ. 生活の支援に「生活相談センターさぼーと」を追加し、87 頁に事業内容を追加いたします。

- ② 61 頁「虐待の早期発見と予防に向けた取り組み及び事後支援の実施」に広く含むと考えております。親が子どもの養育を行わない場合については、虐待（ネグレクト）と判断され、子ども相談センター（児童相談所）を通じて子どもの保護を行います。
- ③ 保護者と相談しながら、86 頁の事業一覧にあるよう様々な施策を活用して困窮状態から脱却するように支援しております。